

倉敷市移住プロモーション業務仕様書

1 概要

倉敷市（以下「本市」という。）が委託する「倉敷市移住プロモーション業務委託」に関する業務一式（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 目的

岡山県外在住のU I J ターンに興味がある若者や子育て世代の主に女性に対して、移住の候補地として倉敷の魅力を発信し、また先輩移住者の体験談や本市の移住促進事業の紹介等、移住を後押しするような情報を届け、移住者獲得に繋げることを目的とする。

4 業務概要

倉敷市公式の移住ポータルサイト、インスタグラム、フェイスブック、YouTube チャンネル等への流入及び移住者獲得等を目的とした情報発信業務とする。ただし、本市公式のインスタグラムアカウントには、記事等の投稿はできないものとする。

※ポータルサイト等のURLは、「6 令和7年度本市の移住促進事業（1）情報発信業務」を参照

5 業務内容

岡山県外在住のU I J ターンに興味がある若者や子育て世代の主に女性に対して、移住先として本市を選択したくなるような地域の魅力をPRし、また、先輩移住者へのインタビュー等による移住体験談（移住までのステップや移住先として本市を選択した決め手、移住後に感じた本市の良さ、ギャップ等）や本市の移住促進事業の紹介により、移住への不安や移住後のギャップ解消に繋がる、本市への移住を後押しするような情報を発信する。

なお、参考として過去2年間のプロモーション業務内容を明示するが、この内容に捉われることなく、移住プロモーション活動として効果があると考えられる提案をすること。

＜令和5年度プロモーション業務内容＞

- ・WEBメディアへの記事掲載
- ・PR短編動画制作
- ・オンラインイベントの実施
- ・SNS広告

＜令和6年度プロモーション業務内容＞

令和5年度に制作したPR用素材を活用したWEB広告を中心としたプロモーション

6 令和7年度本市の移住促進事業

本委託業務のほか、令和7年度に本市が実施予定としている移住促進事業は次のとおり予定している。

(1) 情報発信業務

- ・ポータルサイト「くらしきで暮らす」 <https://iju-kurashiki-gurashi.jp>
- ・トライアルステイ下津井 <https://setouchi-trial-stay.jp>
- ・インスタグラム「くらしきで暮らす」 https://www.instagram.com/kurashiki_de_kurasu
- ・フェイスブック「くらしきで暮らす」 <https://www.facebook.com/kurashikigurashi>
- ・YouTube「くらしきで暮らす」 https://www.youtube.com/@kurashiki_de_kurasu

(2) 移住・就労相談

- ・移住就労支援事業（くらしき移住就労サポートデスクの運営等）
<https://kurashiki-ijyu.jp>
- ・移住相談会の開催
- ・各移住フェアへの出展（東京・大阪で開催される移住フェアへ倉敷市ブースの出展予定）

(3) 体験事業等

- ・お試し住宅の運営（倉敷・流域お試し住宅、せとうち古民家お試し住宅）
- ・移住体験ツアーの開催

7 目標値の設定

本業務実施に当たり、提案内容に関しての目標値を設定し、企画提案書内に明記すること。

なお、目標値を達成されなかった場合、受託者の不利益はないものとする。ただし、誠実な履行が認められない場合を除く。

8 定期報告・効果検証

本業務に関する定期報告と効果検証などについて次のとおり行うこと。

(1) 定期報告

各業務の進捗状況及び報告について、定期的に本市と情報共有を行いながら適宜協議すること。開催方法及び頻度等は、本市と協議をして決定する。

(2) 実績報告

受託者は、業務完了後定例報告に基づいて実績報告書を作成し、本市へ提出すること。

なお、報告内容及び書式については、本市と協議のうえ決定する。

(3) その他事項の報告

本市は、必要に応じて事業の実施状況等を受託者に報告を求めることができる。

9 業務体制について

本業務実施に当たり、管理責任者を1名、実務担当者を1名以上配置すること。

10 委託の条件

- (1) 受託者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (3) 受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- (4) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

11 著作権等

- (1) コンテンツの著作権は、原則としてすべて本市に帰属するものとする。コンテンツは二次利用することがある。
- (2) 著作権・肖像権等に関し、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

12 企画提案書等の遵守

- (1) 受託者は、倉敷市移住プロモーション業務委託契約書（以下、本委託契約書」という。）に規定するもののほか、「倉敷市移住プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び当該公募に係る受託者の「企画提案」に従ってこの業務を実施するものとする。ただし、本市と受託者が協議のうえ双方同意であれば、企画提案書内容と異なる内容での業務実施になる場合がある。
- (2) 本市が及び受託者が合意した場合を除き、本委託契約書、実施要領及び受託者の企画提案の間に矛盾、齟齬がある場合は、本委託契約書、実施要領、受託者の企画提案の順にその解釈が優先するものとする。

13 その他

受託者は、当該委託業務の遂行方法に際しては、倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。